

調達品目表

調達要求番号		作成部課	補給本部航空機部航空機管理課
調達要求年月日		作成年月日	
仕様書番号	C & L P S - B 9 9 4 8 7 - 1 4		

品名	カタログ製品名 ^{a)}	数量・単位	契約不適合 修補等請求 期限の表示
テール整備作業台	林輝工業(株) HT-09 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)	S E	#

注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

1.4 引用文書

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

2 製品に関する要求（同等とする性能等）

2.1 要求諸元

- a) ボーイング767型機の尾翼部に左右から配置し、整備作業が可能であること。
- b) 作業台は、左展開用及び右展開用を有すること。
- c) 各作業台には、垂直尾翼整備フロア及び水平尾翼整備フロアを有すること。
- d) 各作業台の最大質量は、それぞれ38 000±100 kgであること。
- e) 各フロアの耐荷重は500 kg以上であること。
- f) 各フロア及び階段に、固定式又は着脱式の手すりを設けること。
(フロアの機体に面する箇所は、除く。)
- g) 垂直尾翼整備各フロアにはスライド機構を設け、回遊動線の確保が可能であること。
- h) 水平尾翼整備フロアは、水平尾翼上面に昇降可能な移動式階段を有すること。
- i) 水平尾翼整備フロアには、水平尾翼上面で整備を実施することを考慮し、安全ロープ親綱を取り付ける機構を有すること。
- j) 各フロア及び階段のステップには、滑り止め加工が施されていること。
- k) 車輪は、ウレタン又はMCナイロン製ものとし、自在・固定切り替え式（足挟み防止力バー付）であること。
- l) フロアロックによる接地固定が可能であること。
- m) 着脱式トーバーによりけん引が可能であること。
- n) 屋外保管を考慮した防錆処理が施されていること。
- o) 溶剤等を使用する環境での運用を考慮し、溶剤等による基材への影響がない処理が施されていること。
- p) 荒天時の屋外保管用の固定用ボルトを有すること。
- q) フロアの機体に接触する可能性のある箇所には、機体保護用の緩衝材を取り付けること。
- r) 形状、寸法及び附属品の取り付け位置は、付図1を基準とする。

調達品目表(続き)

5.1 提出書類

- a) 取扱説明書 必要
- b) 類別原資料 不要
- c) 特定化学物質等の資料 不要
- d) 貴金属等管理資料 不要

5.2 附属品

附属品は、次による。ただし、会社標準附属品に含まれる場合又は性能上不要な場合は除く。

- a) 2個口コンセント(単相 100 V 50/60 Hz 15 A) 防滴仕様 10EA
- b) 1個口コンセント(三相 200 V 50/60 Hz 15 A) 防滴仕様 10EA
- c) 3個口エアー取り出し(クイック・ディスコネクト・タイプ) 防錆仕様 8EA
- d) 単相 100 V 用電源供給ケーブル(10 m 以上) 4EA
- e) 三相 200 V 用電源供給ケーブル(10 m 以上) 4EA
- f) エアー供給用ホース(10 m 以上) 4EA

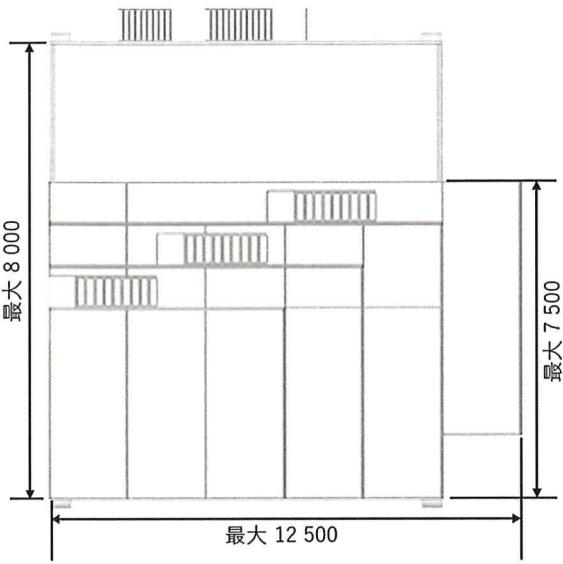
5.3 設置・調整

契約の相手方は、官側の指定する場所へ搬入するにあたり、分解した場合で輸送せざるを得ない場合は、搬入場所において設置及び調整を行うものとし、次による。

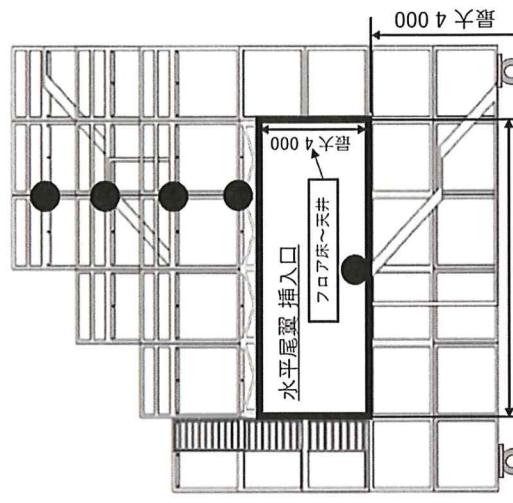
- a) 組立は、屋外(不整地)で実施し、溶接又はボルト組立加工とする。
- b) 屋外(不整地)における整地作業及び必要な養生は、契約の相手方が実施するものとする。
- c) 足場、仮設事務所及び必要な器材類は、契約の相手方が準備するものとする。
- d) 作業完了後は、原状回復の処置を実施すること。

5.4 立入制限場所への立入

設置及び調整に当たり、部隊等の長が定めた立入制限場所へ立ち入る必要がある場合は、航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達の定めるところにより、立入りを許可された者でなければならない。

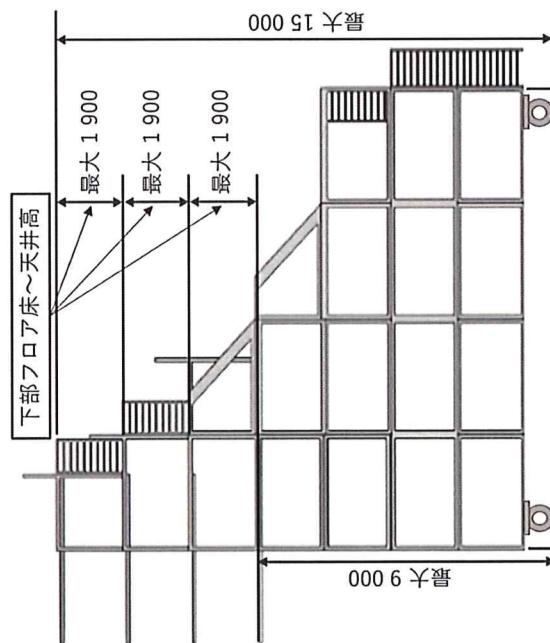
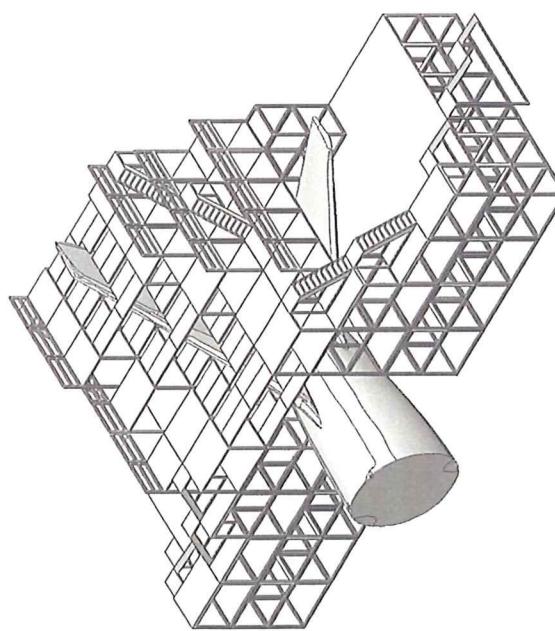


左舷上面図（右舷対称）



左舷側面図（右舷対称）

付図 1 - テール整備作業台



単位 mm